

青森県報

第三百七十八号

令和三年
十月二十七日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則……………(保健衛生課) ……一

告 示

○身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……三

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……三

○道路の区域の変更……………(道路課) ……三

公 告

○建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域 民 局) ……四

○右 同……………(西 北 地 域 民 局) ……四

○右 同……………(上 北 地 域 民 局) ……四

○右 同……………(同) ……五

教育委員会

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(学校施設課) ……五

選挙管理委員会

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び
保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホ
ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事務局) ……六

規 則

青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十号

青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則

青森県公衆浴場規則(昭和二十八年十一月青森県規則第百十九号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中別紙以外の部分を次のように改める。

第1号様式 (第4条関係)

青森県知事 殿

年 月 日

青森県収入証紙
貼付

申請者 住所 住居
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 (電話番号)
 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 年 月 日生

公衆浴場営業許可申請書

公衆浴場法第2条第1項の規定による公衆浴場営業の許可を受けたので、公衆浴場法施行規則第1条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名 称		
所 在 地	(電話番号)	
種 類		譲り受けた公衆浴場営業の以下の事項に変更がありません。
構 造 設 備	別紙のとおり	<input type="checkbox"/>
公衆浴場営業の譲渡	上記に係る公衆浴場営業を上記の申請者に譲り渡しました。 (譲渡人の署名) _____	
備 考		

添付書類

- 次に掲げる書類。ただし、公衆浴場営業を譲り受けた者が当該公衆浴場営業に係るこの申請書を提出する場合にあっては、その添付を省略することができる。
 - 営業施設の構造設備の仕様書
 - 営業施設の配置図、平面図及び断面図 (縮尺200分の1以上)
 - 測量士又は測量士補が作成した最寄りの公衆浴場との距離実測図 (縮尺1000分の1以上)
- 申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為の写し
- 公衆浴場営業を譲り受けた者が当該公衆浴場営業に係るこの申請書を提出する場合 (「公衆浴場営業の譲渡」欄に譲渡人が署名した場合を除く。) にあっては、当該公衆浴場営業を譲り受けたことを証する書類

注

- 次に掲げる欄の記載は、公衆浴場営業を譲り受けた者が当該公衆浴場営業に係るこの申請書を提出する場合であつて既に知事に提出されている公衆浴場営業許可申請書の記載事項に変更がないときは、□にレ印を記入することをもつて足りる。
 - 種類
 - 構造設備
- 1により「構造設備」欄の□にレ印を記入した場合にあっては、別紙の添付を省略することができる。
- 「種類」欄には、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第二号様式の添付書類の1中「戸籍謄本」の次に「又は法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

青森県告示第七百二十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和三年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 日
	名 称		
中村 太源	一般財団法人 黎明郷弘前脳 卒中・リハビ リテーション センター	脳神経外科（言語機能障害、肢体不自由）	令和 三・二・一
	弘前市大字扇町 一の二の一		

青森県告示第七百三十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和三年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）

西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字家岸五七の四
石岡 清美

西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字家岸五五の一
佐藤 勉

区 域 分

鰺ヶ沢町第一区

底建網漁業

協同組合の地
区のうち、大
字赤石町、大
字袋田町、大
字日照町、大
大字館前町、
大字深谷町、
大字南金沢
町、大字種里
町、大字小森
町、大字鬼袋
町及び森町の
一町一丁目及
一丁目

青森県告示第七百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年十一月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変更の 区間	変更の 前後別	敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
1	国 道	三三八号	下北郡東通村大字砂子又字沢内九の三五から 下北郡東通村大字砂子又字沢内九の三五まで		前 後	一六・一四メートルから 四七・〇四メートルまで 一六・一四メートルから 三八・六五メートルまで	二三〇・〇〇メートル 二三〇・〇〇メートル	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社石岡ブロック
- 二 代表者の氏名 石岡洋悦
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字小沢字広野二二五の一二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一二二三八一号
- 五 取消年月日 令和三年九月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業、大工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年九月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社山形組
- 二 代表者の氏名 山形まゆみ
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井二二の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一二〇六一号
- 五 取消年月日 令和三年十月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年九月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社リペア

二 代表者の氏名 佐藤里志

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一三二の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第五〇〇〇三四号

五 取消年月日 令和三年九月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ニコクホーム株式会社

二 代表者の氏名 二川目石蔵

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町二川目三丁目五七の三

四 許可番号 青森県知事許可(般一)第二一四八二号

五 取消年月日 令和三年十月五日

六 取消しに係る建設業の許可

七 大工工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年八月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年十月二十七日

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿

一 物品等の名称及び数量

学習用ICT機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年九月一日

五 落札者の名称及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目一五の三

六 落札金額

五百五十四万二千九百九十九円

(本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和四年三月一日から令和九年二月二十八日までである。前記落札金額は、契約初年度における契約金額であり、一か月相当分である。)

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年七月二十一日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

二の表中

住宅型有料老人ホームひまわりの丘	〃	大字新城字平岡一六〇の三九	を
住宅型有料老人ホームひまわりの丘	〃	大字新城字平岡一六〇の三九	に、
ケアポートバンドー青森南	〃	大字野木字山口一五の一	を
ゆうゆう荘	〃	浪岡大字樽沢字村元三三〇の七	を
あおもり泰成苑	〃	大字野木字山口一五の一	に改める。
ゆうゆう荘	〃	浪岡大字樽沢字村元三三〇の七	

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円